



重要 10月からマイナンバー(個人番号)の通知カードが送られてきます

問 住民福祉課 住民係 ☎62-9112

10月から11月にかけて皆さんにマイナンバー(個人番号)の「通知カード」が届きます。大変重要なものですので、確実に受け取ってください。捨てたりなくしたりすると、再交付申請が必要になり、再交付手数料もかかります。

▽「通知カード」(皆さん一人一人に割り振られた12桁のマイナンバー(個人番号)をお知らせする紙製のカード)は、原則として住民票の世帯ごとにお送りします。

▽住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、受け取ることができないことがありますのでご注意ください。

▽マイナンバーは、**簡易書留で届きます**。以下の3つのものが入っているか確かめましょう。

□マイナンバーの「通知カード」 □「個人番号カード」の申請書と返信用封筒 □説明書

▽届いた「通知カード」は、紛失しないように大切に保管してください。「通知カード」を紛失した場合、再交付を受けるためには手数料が必要です。

個人番号カードを取得される場合には

▽申請すると、平成28年1月以降、「個人番号カード」を取得することができます。申請方法は主に2通りあります。

①郵送で申請 …… 個人番号カードの申請書にご本人の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便で申請

②オンラインで申請 …… スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

個人番号カードは

▽ICチップのついたカードの表面に、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真が掲載され、裏面にマイナンバー(個人番号)が記載されます。

▽本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-Taxなどの電子申請が行える電子証明書も標準搭載されます。

書留で皆さんの手元に届く「通知カード」



*個人番号カードの交付には「通知カード」が必要です。なくさないように大切に保管してください。